

ネットとうほく 2020 (検) 第4号-6
2022年 (令和4年) 9月27日

〒104-6222

東京都中央区晴海一丁目8番12号

晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーZ 22階

株式会社オーネット

代表取締役 森谷 学 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40

ブライトシティ柏木702号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡 和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



照会書(4)

当団体から2022年5月8日付けでお送りしていた照会書(3)に対し、貴社から、同年7月16日付回答書でのご回答いただきました。

- 1 同回答書において、変更された契約箇所をご回答いただきましたが、プレミアムプランの変更ということでしょうか。変更後の契約関係書類を送付いただけますと幸いです。

また、他のプランについての変更はなされていないのでしょうか。変更があった場合は、変更後の契約関係書類を送付ください。変更がない場合はその旨ご教示ください。

- 2 活動初期費用に関するご回答について、

活動初期費用の役務毎の対価について、オーネットパスへのデータ掲載及びウェブサイトへのデータ掲載の料金であり、登録日に提供されることから、会員の負担が重すぎないように、3ヶ月間に等分して課金するとのことご回答でした。

しかしながら、ウェブサイトへのデータ掲載は3か月間、オーネットパスへのデータ掲載は契約期間中なされるものですから、継続的役務の提供であると考えます。そして、登録当初に解約した場合には、提供された役務は一部であることから、提供期間のうちどの程度の期間が経過しているのかを確認し、提供された役務の合理的な範囲・金額である対価を、支払いを受けた金額から控除できます。

よって、各役務の対価の内訳を明らかにする必要はないとご回答ですが、各役務の対価の内訳を明確にさせていただく必要があります。

3 入会金について

(1) 貴社の契約においては、中途解約における返金額から「入会金」を当然に控除するとの規定になっています（契約条項第18条（入会契約終了後の料金の請求又は返還）（2）③）。入会金が充てられた費用内訳金額等が明らかにされないまま「入会金」として受領した金額を控除とする規定は、特商法49条2項に明らかに違反し、同条7項により無効となります。

すなわち、継続的役務提供契約において中途解約時に受領することのできる費用や額については、49条2項で規制されており、「入会金」は同条項で控除できる費用とされていないことから「入会金を返金しない」と定めることは、49条2項に違反し、同条7項により無効となります。この点、消費者庁「特定商取引に関する法律の解説」平成28年版（360頁）においても、「例えば、『入学金（入会金）は返金しない』等、本条で請求することが認められる以外のものについて返金しない旨の特約は無効となる」と明記されています。

当団体は、入会金として受領した金員について返金しないことに相当な理由があると判断できるか否か（合理的な範囲の初期費用等であるか）を検討するために、照会書（3）において「入会金相当額3万円の対象となる役務の内容、それぞれの対価額及び対価額の算定根拠」について照会しましたが、貴社からは明らかにできないとのご回答でした。このような貴社のご回答のままでは実質的な相当性の判断もできませんので、「入会金を控除する」という貴社の規定は明らかに特商法49条2項に違反し、同条7項により無効となると判断せざるを得ません。

(2) また、入会金について、貴社は「交際相手を効果的に探すための各種の情報提供や相談・助言等の役務」を含むと回答されております。

この役務については、契約期間中提供される継続的な役務であるところ、入会金として同役務の対価を会員に支払わせ、中途解約の場合にも返金しない理由が明確ではありません。

よって、少なくとも「交際相手を効果的に探すための各種の情報提供や相談・助言等の役務」の対価部分については精算する必要があることから、入会金の対象となる役務内容とそれぞれの対価が明らかにされる必要があります。

4 再度の照会

照会書（3）で照会した下記照会事項は、貴社の規定が実質的に特商法49条第2項に違反するか否かの判断のために必要な事項です。特に、「入会金」を控除するとする規定は、上記のとおり、この照会に対する回答がなされない状況では明らかに特商法49条2項違反・同条7項により無効となる特約と判断され、適格消費者団体がその使用の差止を請求することができることとなります（特商法58条の2第2項第2号）のでご留意下さい。

つきましては、以下の事項について再度照会させていただきますので、ご回答ください。

- (1) 「活動初期費用」について各サービスの対価額及び算定根拠
- (2) 入会金相当額（3万円）の対象となる役務の内容、それぞれの対価額及び対価額の算定根拠

なお、本件に関する当団体の活動、及び内容の公表につきましては、送付済みの「消費者市民ネットとうほくの「申入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことは従前からお伝えしておりますが、ご回答いただく対価等の具体的内容については、非公開とすることも可能であることを申し添えます。

以上